

高収益作物次期作支援交付金 第4次公募のご案内

第2回緊急事態宣言(令和3年1月～3月)に伴う飲食店の営業自粛等により、売上減少の影響を受けた対象品目※1について、次期作に前向きに取り組む農業者に対して、資材の導入や土づくり・排水対策などの取組みを支援します！

※1 対象品目:メロン、切り花、香酸カンキツ(じゃばら、すだち、だいたい、ゆず、ライム、レモンなど) つまもの類、こまつな、みずな、洋ラン(鉢物)

温州みかん・清見・不知火・はっさく、切り枝(こでまり)などは対象外です

支援対象者

下記の1と2の両方を満たしていること

- 令和3年1月～3月における対象品目の売上げが基準年※2の同時期より減少していること
※2 基準年:平成31年1月～3月 又は理由がある場合 平成29年～31年の1月～3月の平均
- 収入保険に加入している又は今後加入に向けて具体的に検討すること

～支援の対象となる取組み～【一例】

○生産流通コスト削減に関する取組

- ①生産コスト低減のための農業機械の利用など
- ②通い容器導入の利用など

○生産性・品質向上のための資材導入に関する取組

- ③産地で推奨する品目・品種導入
- ④産地で推奨する肥料、農薬、資材の利用など
- ⑤かん水装置、換気装置等の利用など

○土づくり等作柄安定のための取組

- ⑥土壌改良資材、堆肥の導入、土壌分析の実施
- ⑦土壌消毒の実施、防虫ネット、防風ネットの利用など

○作業環境の改善・事業継続計画の策定※3

- ⑧安全講習会の受講、安全装置の装着、事業継続計画の策定など

※3 昨年度、【安全講習会の受講】を選択された方は、同じ取組みが選択できません

①～⑧の取組項目から2つ以上

実施した支援対象者は、
10aあたり5万円
 (中山間地域は5.5万円)
 の交付が受けられます
 ※但し、**減収した金額の8割まで**

次期作に高集約型品目**※4**を栽培する場合は、①～⑦の取組項目から③を含む2つ以上実施で

10aあたり80万円又は25万円
 の交付が受けられます
 ※但し、**減収した金額の8割まで**

※4 高集約型品目:施設栽培の花き、大葉、わさび、マンゴー、おうとう、ぶどう

注)収入保険の加入者は、補てん額を算定する際の収入に本交付金を計上していただきます

品目が減収した農業者の**事前登録**を行います。有田みかん課までご連絡ください
 後日、登録いただいた方に、受付日と必要書類等をご案内いたします

期間厳守:令和3年7月19日(月)午後5時まで

問・申込先

有田市農業再生協議会
 (事務局:有田市役所有田みかん課)
 電話番号 0737-22-3635

制度の概要は和歌山県ホームページをご覧ください

右のQRコードを読み取っていただくか、インターネットで「高収益作物次期作支援交付金 和歌山」で検索してください

